

● **実施日時**
11月5日(火)
午前9時50分
● 緊急地震速報(訓練報)
午前10時頃
● 大津波警報(訓練報)
午前10時3分

11月5日(火)に地震・津波避難訓練が実施されます。地震・津波から命を守るために、シェイクアウト訓練、高台への避難訓練などを各地区、各種団体で行っています。地区長などに確認のうえ、この機会に是非参加してください。

また、サイレンや避難を促す放送が、防災行政無線より流れます。が、訓練放送ですので、ご注意ください。

11月5日(火) 地震・津波避難訓練



**総務政策課
お知らせ**

お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

ブロック塀等撤去・改善事業について

日高町では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難路の確保を目的として、ブロック塀等の撤去及び改善に対する補助事業を行っています。

補助の概要

塀の種類

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀
(道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

対象者

ブロック塀等の所有者で、町税等を滞納していない方 等

補助額

- ①ブロック塀等の撤去【限度額10万円】
撤去に要する費用と面積1m²あたり8,000円を比較していざか少ない金額の2/3
- ②ブロック塀等の改善【限度額10万円】
ブロック塀を撤去し、引き続き、フェンスや生垣等の設置に要する費用と延長1mあたり16,000円を比較していざか少ない金額の2/3

申請期間

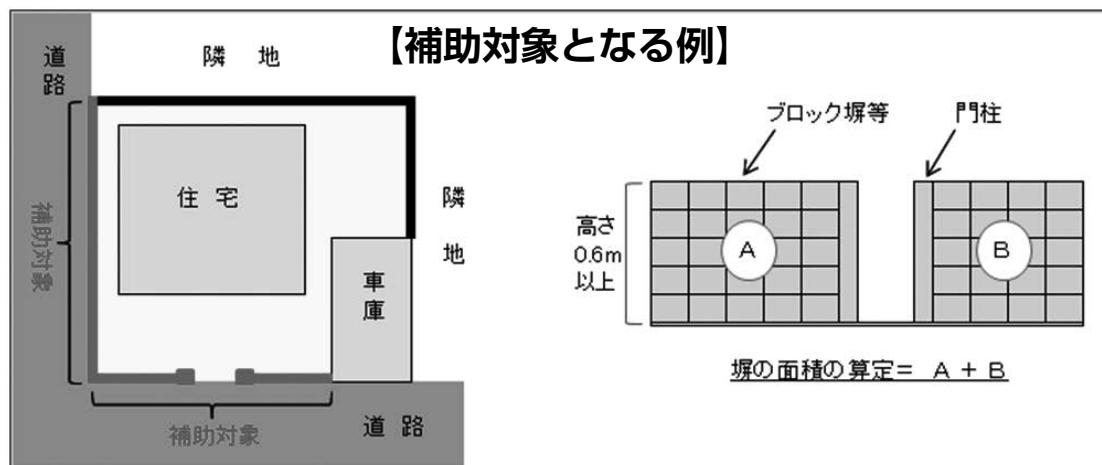
2020年2月28日までに工事が完了すること



お問い合わせ / 総務政策課(☎63・2051)

①+②【最大20万円】

【補助対象となる例】





お問い合わせは、(☎63・3801)まで。

特別養護老人ホームのご相談などで、よくある質問をまとめました。

Q1 特別養護老人ホームは、「どんなどころ」ですか？

A1

重度の要介護状態である高齢者の方に対する介護サービスを提供する施設で、主に社会福祉法人により運営されています。

- (3)深刻な虐待があり、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- (4)単身世帯等であつて家族の支援が期待できず地域での介護サービス等の供給が不十分であること。



みんなで、お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしませんか？

『地域カフェ』を開催します！

特別養護 老人ホーム について

特別養護老人ホームに入所できるのは、要介護3以上の要介護認定のある方です。

Q2 『要介護1や2』で入所申込みはできますか？

A2

次のいずれかの条件を満たされる方は、要介護1や2でも入所申込みができます。

- (1)認知症で日常生活に支障をきたしている症状が頻繁に見られる場合。

参加費 100円
メニュー
○コーヒー
○紅茶
○日本茶

「サンフルひだか」のパンの販売を予定しています！

①日	時	②日	時
11月15日(金)	13時30分～15時30分	11月16日(土)	13時30分～15時30分
場所	田杭集会所 (阿尾1630番地)	場所	小浦地区公民館 (小浦174番地)

対象 日高町内にお住まいの方
料金 100円
メニュー
○コーヒー
○紅茶
○日本茶
「サンフルひだか」のパンの販売を予定しています！

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)やケアマネジャーに
お問い合わせください。

②知的障害・精神障害などを患
い日常生活に支障をきたす症
状が頻繁にある場合。

ご自宅での生活が難しく特別養護老人ホームへの入所を希望される方が入所申込みをされる場合、原則として要介護認定が『要介護3以上』となります。

しかし、特別養護老人ホーム入所後に心身の状態が安定され『要介護2以下』の要介護認定の結果が出た場合は、特別養護老人ホームを退所しなくてはなりません。

(※平成27年3月31日以前から入所されている場合を除く。)

②知的障害・精神障害などを患
い日常生活に支障をきたす症
状が頻繁にある場合。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)やケアマネジャーに
お問い合わせください。

地域包括支援センター
(☎63・3801)